わざまるデザイン等使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県産業労働部産業人材育成課(以下「産業人材育成課」という。) が所有する長野県ものづくり人材育成応援キャラクター「わざまる」(以下「わざまる」と いう。)を使用するにあたり、そのデザイン及び名称(以下「デザイン等」という。)の取 扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請)

第2条 デザイン等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめわざまるデザイン等使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、産業人材育成課長(以下「課長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、商品として使用する場合を除き、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 長野県の本庁又は出先機関に事務局を置く団体が使用するとき。
- (3) 保育園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専門学校、 各種学校、職業訓練施設が使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他課長が適当と認めるとき。

(使用の承認)

第3条 課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに 該当する場合を除き、デザイン等の使用を承認するものとする。この場合において、課長 が必要と認めるときは、条件を付すことができる。

- (1) 品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。
- (4)「わざまる」デザインシートに従って使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (5) その他課長が不適当と認めたとき。
- 2 前項の規定による承認は、わざまるデザイン等使用(変更)承認通知書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は無償とする。

(使用の期間)

第5条 使用承認期間は、使用を許可した日から使用を許可した日の属する年度の末日までを限度とする。

(使用の際の遵守事項)

- 第6条 デザイン等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 承認された内容により使用し、課長の付した条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザイン等は「わざまる」デザインシートに依ることとし、規定した色、形式等、正しく使用すること。ただし、課長が認めた場合についてはこの限りではない。
- (4) 原則として、物品等には承認番号を付すること。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 承認に係る物品等の写真を速やかに課長に提出すること。

(承認内容の変更)

- 第7条 デザイン等の使用を承認された者(以下「使用者」という。)が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめわざまるデザイン等使用変更承認申請書(様式第3号)を課長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 課長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、わざまるデザイン等使用(変更)承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 使用者は、変更申請の承認後についても、第6条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

- 第8条 課長は、デザイン等の使用がこの規程又は承認の内容に違反していると認められるときは、当該デザイン等の使用承認を取り消すことができる。この場合、使用者に損害が生じても、課長はその責めを負わない。
- 2 前項の承認の取消しは、わざまるデザイン等使用承認取消書(様式第4号)をもって 行うものとする。

(責任の制限)

第9条 使用者が、デザイン等の使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、産業人材育成課は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(権利の帰属)

第10条 デザイン等の一切の権利は、産業人材育成課に属するものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、デザイン等の使用の取扱いについて必要な事項は、 課長が別に定める。

附則

(施行期日)

- この規程は、平成28年7月1日から施行する。
- この規定は、令和3年4月1日から施行する。